

東京都北区小災害罹災者見舞金（品）支給要綱

7 北区防第1号

平成 7年4月1日

改正 平成13年4月1日

改正 平成15年4月1日

改正 令和 3年4月1日

（目 的）

第1条 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に至らない災害によって被害を受けた北区民（住民基本台帳登録者）及び区内の事業主（区内に事業所を有し、常時事業活動を行っている者）に対して見舞金（品）を支給することにより、災害見舞の意を表することを目的とする。

（支給の基準）

第2条 見舞金の支給は、次の各号の一に該当する場合に行うものとし、被害の認定基準は「別表1」のとおりとする。

- （1） 住家にあつては、火災による全焼・半焼・消防活動に伴う水損、水害による全壊・半壊・床上浸水・床下浸水の場合。
- （2） 事業所にあつては、水害による床上浸水の場合。
- （3） 北区民が、災害により死亡又は負傷した場合。

（見舞金の額）

第3条 前条に定める見舞金の額は「別表2」のとおりとし、その額を罹災世帯主（当該世帯主が見舞金を受け取ることができない事情がある場合には、当該世帯主と同一の世帯に属する者）又は事業主に対して支給する。

（見舞い品の支給）

第4条 火災の場合にあつては、前条に規定する見舞金の外に、罹災者（罹災世帯の構成員をいう。以下同じ。）1人につき毛布1枚を支給する。ただし、東京都災害罹災者応急援助要綱により、東京都から毛布が支給された場合は支給しない。

(町会等に対する援助)

第5条 災害により生活困窮者となった罹災者に対し、町会・自治会館等を生活拠点として提供した災害発生地を管轄する町会・自治会等に対し、別表3の基準により、援助金を支給することができる。

2 前項の規程により援助金の支給を受けた町会等は、援助金を罹災者に対する応急的な援助を行うため使用しなければならない。

(支給の方法)

第6条 見舞金の支給は、災害区域を所管する地域振興室長の調査により提出された別紙「災害状況報告書」に基づき、区長がその要否を決定し、危機管理室防災・危機管理課長が行うものとする。

(適用除外)

第7条 災害の原因が、罹災者の故意によることが明白な場合は、その世帯には見舞金(品)を支給しない。

2 区長は、見舞金支給において、罹災日から起算し180日以内に支給対象罹災者と連絡が取れない場合は、支給決定を取り消すことができる。

(資金前渡)

第8条 この要綱に基づく見舞金の支給は、東京都北区会計事務規則第79条の資金前渡の方法による。

(その他の災害)

第9条 この要綱に定める災害以外の災害に対する見舞金の支給及びその額については、その都度区長が決定する。

付則

この要綱は平成7年4月1日から適用する。

付則

東京都北区小災害罹災者見舞金(品)支給内規(平成6年4月1日施行)は、平成7年3月31日をもって廃止する。

付則

(12北地防第493号・平成13年3月9日区長決裁)

この要綱は平成13年4月1日から適用する。

付則

(14北地防第429号・平成15年3月31日区長決裁)

この要綱は平成15年4月1日から適用する。

付則

(25北地防第1105号・平成25年4月1日区長決裁)

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

付則

(2北危防第2907号・令和3年4月1日区長決裁)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

「別表1」 (被害の認定基準)

- 全 焼：住家が焼失したもので、その焼失程度が一棟の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。
- 半 焼：住家の焼失した部分の面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。
- 水 損：全焼または半焼被害が認定された世帯以外で、消防活動における放水等により、住家の一部損壊または家財等に被害を受け、消防署が水損認定を行ったもの。
- 全 壊：家屋が焼失・倒壊・流失・埋没したもので、その損壊程度が一棟の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。
- 半 壊：住家の損壊した部分の面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。
- 床上浸水：住家にあつては、浸水がその住家の床上に達したもの、または土砂竹木等の堆積などにより一時的に居住することができない状態になったもの。事業所にあつては、事業活動に使用する土間・コンクリート床・板の間で、機械類・生産品・商品等が置かれている場所に、浸水または土砂等が堆積し、機械類等に被害を受けたもの。
- 床下浸水：住家であつて、床上浸水には達しなかったが、日常生活にかなりの支障をきたすなど何らかの被害を受けたもの。
- 死 亡：北区民が災害により死亡した場合。
- 負 傷：北区民が災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、一カ月以上の治療を受ける見込み(重傷)の者。

「別表 2」 (見舞金の額)

災 害 の 態 様	世 帯 構 成		事 業 所
	普通世帯	単身世帯	
火災による全・半焼、水害による全・半壊の場合	40,000	20,000	
消防活動による水損の場合	30,000	15,000	
水害による床上浸水の場合	40,000	20,000	15,000
水害による床下浸水の場合	15,000	10,000	
区民が火災・水害等により死亡した場合	一人につき	50,000	
区民が火災・水害等により負傷した場合	一人につき	20,000	

「別表 3」 (町会に対する援助金の額)

対象罹災者数と泊数の積 = A	援助金の額
9以下	0
10	10,000
11~70	$10,000 + 500 \times (A - 10)$
71以上	40,000